

# 靈感商法等に関する資料

### Ⅲ 提言

#### 5. 周知啓発・消費者教育に関する事項

消費者被害の未然防止及び解決の促進を図るためには、被害情報を迅速に公表すること、さらに消費生活センターの存在の周知を強化することが重要である。

したがって、個別の注意喚起を行うとともに、幅広い世代への消費者教育を推進すべきである。また、国民生活センターが消費生活相談の情報を消費者向けの注意喚起だけでなく、事業者に対する再発防止等の取組を働きかける方向で活用するための制度的な担保を検討すべきである。

また、特定の集団が靈感商法を引き起こしているときに、その実名を具体的に出して説明しなければ、消費者被害の防止に役立たないとの指摘があった。この点に関し、高校生も含めて消費者教育の中でしっかりと伝え、消費者被害をどう避けるか、どう救済されるのか、どこに相談できるのかということを教えることが重要である。

## 4 今後の取組

### (3) 消費生活相談等の強化

(略)また、SNSなどを活用し、消費生活センター等の存在を周知するとともに、必要な注意喚起等を行うとともに、「消費者力」を高めることや、個別のトラブルの手口や対処法に関する教材を充実し、出前講座において普及啓発を図るなど幅広い世代に対する被害の未然防止のための消費者教育の充実・強化に取り組む。(略)

### (6) こども・若者の救済

#### エ 教育の充実

教育の役割も重要である。学校現場における教育はもとより、これとの連携の下に行われる法務省の人権擁護機関による「人権教室」、出前講座等の消費者教育は、こども・若者が視野を広げ、多角的なものの考え方を身につける上で、極めて重要である。こうした取組は、結果として、潜在的な悩みを抱えるこども・若者自身が自己の悩みに気づき、相談へと向かうきっかけともなることが期待される。

講座等の実施に当たっては、オンラインによる講座等、デジタル技術の活用も積極的に行う。